

私立専修学校・各種学校の設置認可に関する基準 新旧対照表

新	旧
<p>私立専修学校・各種学校の設置認可に関する基準</p> <p>第1 趣旨</p> <p>私立専修学校・各種学校の設置にあたっては、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他関係法令の規定によるほか、この基準により認可する。</p> <p>第2 教職員</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 兼務校長の学校については、校長に代わって職務を遂行できる専任の責任者を配置すること。 2 複数の学科を設置する学校においては、それぞれの学科ごとに専任の教員を1名以上配置すること。 3 各種学校にあつては、生徒数が80人までは教員数は3人以上とし、生徒数が40人を超える毎に教員を1名増加する。ただし、教員の内、半数は専任であり、かつ専任教員数は3人以上であること。 4 学校医を配置するよう努めること。 <p>第3 設置者</p> <p>専修学校の設置者は、原則として学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を含む。以下同じ。）とすること。</p> <p>第4 施設・設備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校の校舎、校地は原則として、自己所有であり、かつ負担付きでないこと。ただし、次の各号いずれかの条件を満たし、かつ教育上支障がないと認められる場合には、借用することができる。 	<p>私立専修学校・各種学校の設置認可に関する基準</p> <p>第1 趣旨</p> <p>私立専修学校・各種学校の設置にあたっては、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他関係法令の規定によるほか、この基準により認可する。</p> <p>第2 教職員</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 兼務校長の学校については、校長に代わって職務を遂行できる専任の責任者を配置すること。 2 複数の学科を設置する学校においては、それぞれの学科ごとに専任の教員を1名以上配置すること。 3 各種学校にあつては、生徒数が80人までは教員数は3人以上とし、生徒数が40人を超える毎に教員を1名増加する。ただし、教員の内、半数は専任であり、かつ専任教員数は3人以上であること。 4 学校医を配置するよう努めること。 <p>第3 設置者</p> <p>専修学校の設置者は、原則として学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を含む。以下同じ。）とすること。</p> <p>第4 施設・設備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校の校舎、校地は原則として、自己所有であり、かつ負担付きでないこと。ただし、次の各号いずれかの条件を満たし、かつ教育上支障がないと認められる場合には、借用することができる。

<p>(1) 地方公共団体等からの校地・校舎の借用であり、20年以上継続して使用できる権利を取得していること。</p> <p>(2) (1) 以外の校地借用の場合</p> <p>ア. 施設の敷地に供している部分は自己所有であること。</p> <p>イ. 20年以上継続して使用できる権利を取得していること。</p> <p>(3) 前各号以外の校地・校舎の借用の場合</p> <p>ア. 特別の事情があること。</p> <p>イ. 20年以上継続して使用できる権利を取得していること。</p> <p>2 学校には、設置する課程、分野及び学級数に応じた教室、実習室を確保すること。</p> <p>3 各教室の面積は、当該教室において同時に授業を受ける生徒数に1.5㎡を乗じて得た面積を下回ってはならない。</p> <p>4 校舎の内、3/5程度は生徒が直接使用する教室、実習室等に充てること。</p> <p>5 収容定員の変更にあたっては、施設、教員等が設置基準等に適合するものであること。</p> <p>第5 納付金</p> <p>納付金の総額は年間経常経費の1.5倍相当額の範囲とすること。</p> <p>第6 養成施設の指定等</p> <p>専修学校・各種学校の設置認可の外、関係法令等により養成施設の指定等が設けられている場合は、養成施設の指定等についても併せて受けること。</p> <p>第7 生徒募集</p> <p>1 学則変更の手続きを経していない学科等についての生徒募集は行わないこと。</p>	<p>(1) 地方公共団体等からの校地・校舎の借用であり、20年以上継続して使用できる権利を取得していること。</p> <p>(2) (1) 以外の校地借用の場合</p> <p>ア. 施設の敷地に供している部分は自己所有であること。</p> <p>イ. 20年以上継続して使用できる権利を取得していること。</p> <p>(3) 前各号以外の校地・校舎の借用の場合</p> <p>ア. 特別の事情があること。</p> <p>イ. 20年以上継続して使用できる権利を取得していること。</p> <p>2 学校には、設置する課程、分野及び学級数に応じた教室、実習室を確保すること。</p> <p>3 各教室の面積は、当該教室において同時に授業を受ける生徒数に1.5㎡を乗じて得た面積を下回ってはならない。</p> <p>4 校舎の内、3/5程度は生徒が直接使用する教室、実習室等に充てること。</p> <p>5 収容定員の変更にあたっては、施設、教員等が設置基準等に適合するものであること。</p> <p>第5 納付金</p> <p>納付金の総額は年間経常経費の1.5倍相当額の範囲とすること。</p> <p>第6 養成施設の指定等</p> <p>専修学校・各種学校の設置認可の外、関係法令等により養成施設の指定等が設けられている場合は、養成施設の指定等についても併せて受けること。</p> <p>第7 生徒募集</p> <p>1 学則変更の手続きを経していない学科等についての生徒募集は行わないこと。</p>
---	---

2 設置計画の承認を得た学校が生徒募集を行う際は、「認可申請中」の表現を用いて行うこと。

第8 学校の開設時期

開校時期は4月または10月とすること。この場合において、法令上の手続きは原則として次のとおりとすること。

- 1 設置計画書の提出時期は、開校前1年半以前とすること。
- 2 設置認可申請書の提出時期は、開校前2か月以前とすること。

第9 設置認可後の履行状況の確認

- 1 知事は、設置認可を受けた者又は届出を行った者が、設置認可後に設置計画を履行するに当たり留意すべき事項があると認めるときは、当事者に対し、当該事項の内容を通知するものとする。
- 2 知事は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、設置認可を受けた者又は届出を行った者に対し、その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 「専修学校・各種学校の認可等に関する取扱内規について」は、廃止する。
- 3 平成21年4月1日の前日において認可を受けている専修学校又は各種学校の設置者を、学校法人以外のものから学校法人に設置者変更する場合における第4-1の適用については、次の条件を満たし、かつ教育上支障がないと認められる場合には、学校の校舎、校地を借用することができる。

2 設置計画の承認を得た学校が生徒募集を行う際は、「認可申請中」の表現を用いて行うこと。

第8 学校の開設時期

開校時期は4月または10月とすること。この場合において、法令上の手続きは原則として次のとおりとすること。

- 1 設置計画書の提出時期は、開校前1年半以前とすること。
- 2 設置認可申請書の提出時期は、開校前2か月以前とすること。

(新 設)

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 「専修学校・各種学校の認可等に関する取扱内規について」は、廃止する。
- 3 平成21年4月1日の前日において認可を受けている専修学校又は各種学校の設置者を、学校法人以外のものから学校法人に設置者変更する場合における第4-1の適用については、次の条件を満たし、かつ教育上支障がないと認められる場合には、学校の校舎、校地を借用することができる。

- (1) 校地にあつては、総面積の1/2以上は自己所有であること。ただし、借用部分が、旧設置者当時からの借用であつて、所有権が取得できないことについて合理的な理由がある場合には、総面積の1/2以上が自己所有であることを要しない。
- (2) 校舎にあつては、専修学校設置基準（和51年文部省令第2号）第24条又は各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）第10条に規定する校舎の基準面積以上は自己所有であること。
- (3) 所有することが困難な場合であつて、長期にわたり安定して使用する権利を取得していること。

[追加 平成21年改正]

附 則

（施行期日）

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 入学対象者数が減少期にある間は、学校の設置（収容定員の増員を含む。）認可は特に、次の事項を確認できるものであることとする。
 - (1) 将来的にも十分な生徒確保の見込みがあること
 - (2) 将来的な経営基盤の安定性が確保されていること

- (1) 校地にあつては、総面積の1/2以上は自己所有であること。ただし、借用部分が、旧設置者当時からの借用であつて、所有権が取得できないことについて合理的な理由がある場合には、総面積の1/2以上が自己所有であることを要しない。
- (2) 校舎にあつては、専修学校設置基準（和51年文部省令第2号）第24条又は各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）第10条に規定する校舎の基準面積以上は自己所有であること。
- (3) 所有することが困難な場合であつて、長期にわたり安定して使用する権利を取得していること。

[追加 平成21年改正]

附 則

（施行期日）

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

（新 設）